

# Legal Care News

リーガルケアニュース

Vol.

20

2022.2

## 利用料などの滞納や未払い問題への対処 1 「連帯保証契約の活用」

介護事業所からのご相談として、「利用者が利用料金を支払わない」「利用者の口座引落しとされている利用料や管理費の引き落としができず、未払いとなっている」といったものがあります。

未払いが想定されるものとしては、

- ①退去時の居室の原状回復費や管理費、食費、介護保険サービス費等の未払い
- ②利用者の故意過失で建物や居室に損害や汚染が生じた場合
- ③施設や職員に損害を与えてしまったなどです。

介護保険による給付があるため、本人負担額について取立てのノウハウがなかったり、保険外サービスの未払いが多数あり、滞納額や未払い額が数十万円になってしまふこともあります。福祉を扱う介護事業者としては、厳しい取り立てをするべきか悩んでしまい、結果として未収金として計上されるケースも多いかと思います。

利用者やご家族のため、利用者に適切な介護サービスを提供したにも関わらず、滞納問題が生じ、その解決ができない状態が続いてしまうと、事業所の売上低減や職員の労働意欲の低下などデメリットが多数あります。

そこで、利用料の滞納や未払い問題に対する法的対処法を数回にわたって解説することとし、初回は「連帯保証契約」についてお伝えします。



安心の法律サポートで、あなたを守る  
**LEGAL PLUS**  
弁護士法人 リーガルプラス  
〔東京弁護士会所属〕

### 1. 家族には利用料を支払う法的な義務はない

介護契約は、利用者と介護事業者との契約のため、利用料を滞納した場合に請求できる相手は利用者本人が基本です。

これは、入所契約書や身元引受人などにキー・パーソンのご家族がサインしていても同じです。利用者が利用料を滞納している場合でも、その家族は当然に滞納額を支払う義務があるわけではありません。

「利用者の利用料の滞納分を、代わりに払ってくれませんか。」と家族にお願いはできますが、家族に断られてしまった場合、法的に家族は滞納額の支払い義務が当然にあるものではありません。

### 2. 連帯保証の重要性

連帯保証とは、債務者（利用者）のみならず、その保証人となつた方（家族）にも法的に滞納額の請求を可能とする契約となります。

連帯保証人は、本来の債務者と同じ責任を負う立場になります。連帯保証人はご家族以外でもなることができます。

入所契約書などに連帯保証人の規定と署名欄を設けておくことが重要です。

民法改正により2020年4月1日以降の契約では、個人の連帯保証契約に際しては極度額を定める必要があります。極度額とは、連帯保証人の負担額の上限の規定です。

裏面へ

[代表] 谷 靖介（東京弁護士会登録）

[事務所所在地]

東京都（日本橋）

千葉県（市川・船橋・津田沼・千葉・成田）

茨城県（鹿島）

# Legal Care News

リーガルケアニュース

Vol.

20

2022.2

「連帯保証人は、〇〇（介護事業者）に対し、利用者が本契約上負担する一切の債務を連帯保証するものとし、その極度額は200万円の範囲内とする。」といった規定です。

極度額の金額については、法律に規制はありませんが、高額すぎると連帯保証人になろうとした方が協力しない事態が起きたり、法律的に保証契約が無効となるリスクがあります。

想定される利用料の未払いの事態や賠償保険では対応できない利用者により賠償が発生する事態などを想定した上で極度額を定める必要がありますが、居宅系介護サービスでは50万円程度、施設系サービスについては100万円～200万円程度が目安となると考えます。

## 過去に実施したセミナー・講演・勉強会例

2021年8月

地域包括支援センター高砂 柴又分室主催  
「介護現場におけるハラスメント対策」  
オンライン研修

2021年2月

顧問企業（介護関連企業）主催  
「ハラスメント（職員間、利用者・職員間）」  
職員向けオンライン研修

2020年12月

東京都介護支援専門員研究協議会主催  
「精神障害がある利用者・家族へのケアマネジメント」

2020年4月顧問企業（介護関連企業）主催

介護・福祉・保育事業所向け「新型コロナウィルス感染症をめぐる労務の課題対策」  
オンラインセミナー

### 【ご相談・講師派遣のお問い合わせ先】

リーガルプラス 東京法律事務所

TEL：03-6265-1817（受付時間／平日10：00～18：00）

E-mail：taniyasuyuki@bengoshi-lp.com

## 《介護法務研究会（C-LA）のご案内》

介護事業の経営や運営に関する関係法令や通達、裁判例等を広く研究し、介護事業の経営者・管理者や職員や関連業種への情報提供、教育等を目的とし、介護法務研究会（C-LA）を運営しています。介護事業者のコンプライアンス体制の構築、法務体制の拡充を通じて、より良い介護事業運営に繋がる支援を行っておりますので、お気軽にお問合せください。

<http://www.bizserver1.com/kaigohoumu/index.html>



弁護士法人リーガルプラス代表弁護士 東京弁護士会所属  
介護法務研究会（C-LA）代表  
谷 靖介（たに やすゆき）

石川に生まれ、東京で幼少期を過ごす。1999年明治大学法学部卒業、2004年弁護士登録。日本弁護士連合会の公認事務所プロジェクトに参加し、2005年、実働弁護士ゼロ地域の茨城県鹿嶋市に赴任。翌年には年間500名以上の法律相談を担当し、弁護士不足地域での法務サービスに尽力する。弁護士法人リーガルプラスを設立し、複数の法律事務所を開設し、介護医療事業への法務支援に注力。経営者協会労務法制委員会講師を務めるなど、講演経験やメディア出演も多数。